

事業群評価調書(令和4年度実施)

| | | | | |
|-------|----------------------|----------------|--|-----|
| 基本戦略名 | 3-3 安全安心で快適な地域を創る | 事業群主管所属・課(室)長名 | 土木部 住宅課 | 森 泉 |
| 施策名 | 3 災害に強く、命を守る強靱な地域づくり | 事業群関係課(室) | 建築課 | |
| 事業群名 | ⑥ 住宅、建築物の耐震化の推進 | 令和3年度事業費(千円) | ※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額 34,306 | |

1. 計画等概要

| | | | | | | | | | | |
|---|--|---------|----------|-----|------|--|------|------|-----------|--|
| (長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文) 大規模地震が発生した時に建物や塀が壊れる被害から人の命や財産を守るため、多くの人が利用する大規模な建築物をはじめ、住宅、建築物に付属するブロック塀、緊急輸送道路沿いの建物等の耐震化を推進します。 | | | | | | (取組項目) i) 大規模な建築物並びに緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断及び耐震改修計画の策定を支援 ii) 耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震改修工事を支援 iii) 木造住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を支援 iv) 小中学校の通学路に面する転倒・倒壊の危険性があるブロック塀等の除却を支援 | | | | |
| 事業群 | 指標 | | 基準年 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 最終目標(年度) | (進捗状況の分析) ・耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の耐震化は、県民の安全・安心の確保や耐震化に関する意識の向上に直結することから、対象建築物に対する指導・助言や、民間対象建築物の耐震診断から耐震改修までにかかる費用に対する支援を実施してきた結果、学校等の公共建築物の耐震化が順調に進んだことや、民間建築物についても、支援制度を活用した耐震化への積極的な取組が行われた結果、当初目標としていたR2年度末の実績値85%を達成した。R3年度末の実績値としては、わずかな上昇にとどまったが、現在工事中の物件もあるため、おおむね順調に進捗している状況といえる。 ・危険ブロック塀等除却事業を実施する市町数については、R3年度に2市が事業化の検討を行ったものの実施には至っておらず、R3年度の目標値を下回った。 |
| | 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合 | 目標値① | | 86% | 87% | 88% | 89% | 90% | 90% (R7) | |
| | | 実績値② | 79% (R元) | 85% | | | | | 進捗状況 | |
| | | 達成率②/① | | 98% | | | | | やや遅れ | |
| | 指標 | | 基準年 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 最終目標(年度) | |
| | 危険ブロック塀等除却事業を実施する市町数 | 目標値① | | 9市町 | 12市町 | 16市町 | 19市町 | 21市町 | 21市町 (R7) | |
| 実績値② | | 3市 (R元) | 5市 | | | | | 進捗状況 | | |
| 達成率②/① | | | 55% | | | | | 遅れ | | |

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

| 取組項目 | 中核事業 | 事業番号 | 事業事業名 | 事業費(単位:千円) | | | 事業概要 令和3年度事業の実施状況 (令和4年度新規・補正事業は事業内容) | 指標(上段:活動指標、下段:成果指標) | | | 令和3年度事業の成果等 | |
|------------|----------------|--------------|-------------------|------------|--------|------------------|---|---------------------|----------------------|------|-------------|---|
| | | | | R2実績 | うち一般財源 | 人件費(参考) | | 主な指標 | R2目標 | R2実績 | | 達成率 |
| | | | | R3実績 | | | | | R3目標 | R3実績 | | |
| | | | | R4計画 | | | | | R4目標 | | | |
| 事業実施の根拠法令等 | | | 事業実施の根拠法令等 | | | | | | | | | |
| 事業期間 | 法令による事業実施の義務付け | 県の裁量の余地がない事業 | 他の評価対象事業(公共、研究等) | 事業対象 | | | | | | | | |
| 所管課(室)名 | | | | | | | | | | | | |
| 取組項目1 | ○ | 1 | 耐震・安心住まいづくり支援事業 | 0 | 0 | 0 | 地元市町が実施する多数の者が利用する建築物の耐震診断及び緊急輸送路沿いの建築物の耐震診断、耐震改修計画作成に対する補助事業に対して、県が市町を通じて助成を行った。 | 【活動指標】 | 8 | 0 | 0% | ●事業の成果 ・個別訪問を実施したものの、申込者がおらず、診断の実施ができなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・成果指標達成率は100%に近く、多数の者が利用する建築物の耐震化に寄与している。 |
| | | | | 0 | 0 | 0 | | 特定建築物の耐震診断実施件数(件) | 8 | 0 | 0% | |
| | | | | 600 | 600 | 0 | | 【成果指標】 | 95 | 94 | 98% | |
| | | | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | | | 多数の者が利用する建築物の所有者 | | | 多数の者が利用する建築物の耐震化率(%) | 95 | 算定中 | |
| 建築課 | — | — | — | | | | 96 | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|---|--------------------------|---------|---------|-------|---|-------------------|---|-----|------|---|-----|
| 取組項目 ii | ○ | 2 | 長崎県大規模建築物耐震化支援事業 | 39,918 | 39,918 | 0 | 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物の耐震改修計画作成及び耐震改修工事において、地元市町が所有者に対して実施する補助事業に、県が市町を通じて助成を行った。 | 【活動指標】 | 4 | 3 | 75% | ●事業の成果 ・対象建築物のうち1棟が耐震改修を完了し、2棟が引き続き工事中の状況。成果指標達成率は98%で、概ね順調に進捗している。 ・耐震化未着手の所有者においても、当事業の活用を踏まえ、耐震化に向けた前向きな検討を行っている。 ●事業群の目標達成への寄与 ・耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち、民間建築物については、当事業の活用により、順調に進捗している。 | |
| | | | | 26,138 | 26,138 | 0 | | 【成果指標】 | 85 | 85 | 100% | | |
| | | | | 125,358 | 125,358 | 0 | | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合(%) | 86 | 85 | | 98% |
| | | | | — | — | — | | 建築課 | 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の所有者 | 87 | | | |
| 取組項目 iii iv | ○ | 3 | 耐震・安心住まいづくり支援事業(木造・戸建住宅) | 10,611 | 5,579 | 4,694 | 木造住宅の所有者が地元市町の補助事業を活用して耐震診断、耐震改修工事を行う場合、県が市町を通じて助成を行う。令和3年度は21市町を通じて58件耐震補助(診断43件、改修工事15件)を行った。 昭和56年5月以前に建てられた戸建て木造住宅の所有者 | 【活動指標】 | 113 | 70 | 61% | ●事業の成果 ・新聞広告等でのPR活動や無料相談会において、県民に耐震化を図ることの重要性を周知したが、活動指標としては目標に達しなかった。 ・戸別訪問については、コロナ禍により訪問をとりやめ、次年度以降にダイレクトメール等の発送などの代替手段をとるための準備を行うよう変更した市町もあり、目標達成に至らなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・成果指標達成率は96%と目標には届いていないものの、住宅の耐震化率の向上に寄与している。 | |
| | | | | 8,168 | 4,343 | 4,674 | | 住宅の耐震補助件数(件) | 104 | 58 | 55% | | |
| | | | | 12,856 | 7,349 | 4,609 | | 【活動指標】 | 1,000 | 560 | 56% | | |
| | | | | — | — | — | | 木造戸建住宅への戸別訪問件数(件) | 1,000 | 400 | 40% | | |
| | | | | — | — | — | | 【成果指標】 | 90 | 86 | 95% | | |
| | | | | — | — | — | | H18-住宅課 | 住宅の耐震化率(%) | 91 | 87 | | 95% |
| — | — | — | | 92 | | | | | | | | | |

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

| | | | |
|-----|---|--|--|
| i | 大規模な建築物並びに緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断及び耐震改修計画の策定を支援 | <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>耐震改修に係る多額の費用負担や施設の耐用年数の検討も踏まえた建替え計画へ方針変更等により、耐震診断及び耐震改修計画作成件数が伸び悩んでいる状況にある。特に、学校・病院・福祉施設等以外の耐震改修に係る補助制度がない用途(ホテル・店舗等)の耐震化率が伸び悩んでいる。</p> | <p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>今後も個別訪問等により技術的な相談対応や事業の説明を行うなど、きめ細やかなフォローを実施していく。また、アンケート調査等により耐震化が図られていない要因を把握・分析し、事業の改善等を検討する。</p> |
| ii | 耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震改修工事を支援 | <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>法により耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物の耐震化については、順調に進捗してきているが、連動する国交省所管の補助事業の適用期限が、令和5年度末までに耐震改修計画作成の着手することとなっている。また、耐震改修計画作成を行った建築物でも、資金計画等の都合で耐震化の工事に着手できず、進捗が見られない建築物が存在している。</p> | <p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>耐震改修計画作成未着手の建築物については、補助事業の適用期限があるため、個別訪問等により、令和5年度末までの事業着手を促す。また、耐震改修計画作成後に工事着手ができていない建築物に対しても、個別の事情に応じた相談対応を行い、早期の着手を促す。</p> |
| iii | 木造住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を支援 | <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>住宅の耐震化率は、成果指標達成率95%と概ね成果があがっているものの、目標値には至っていない。耐震化促進のためには、住民負担を軽減できる補助率が高い国の総合支援制度の活用が効果的であるが、住民への戸別訪問や講習会の実施などのアクションプログラム実施が要件のため、市町の事務負担が大きく活用は3市町に留まっている。</p> | <p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>先進県の手法の情報提供や県との講習会共催など、市町の事務負担軽減策を検討し、総合支援制度実施市町を増加させる。</p> |

| | |
|--|--|
| iv 小中学校の通学路に面する転倒・倒壊の危険性があるブロック塀等の除却を支援 | |
| <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>危険ブロック塀等除却支援事業を実施している5市においては、補助予定件数に対し5割程度は実績があるものの、未実施の16市町においては、ブロック塀に関する相談自体が少なく、そのため各市町においても補助制度構築をためらう要因となっている。</p> | <p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>県民への制度周知を図るとともに、建築物防災週間での重点点検などによる危険ブロック塀等所有者への指導と補助制度の策定を市町へ強く働きかけていく。</p> |

4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

| 取組項目 | 中核事業 | 事業番号 | 事務事業名 | | 令和4年度事業の実施にあたり見直した内容 | 令和5年度事業の実施に向けた方向性 | | |
|-------------|------|------|--------------------------|-------------|---|-------------------|---|-------|
| | | | 事業期間 | 所管課(室)名 | | 事業構築の視点 | 見直しの方向 | 見直し区分 |
| 取組項目 i | ○ | 1 | 耐震・安心住まいづくり支援事業 | H20- 建築課 | <p>※令和4年度の新たな取組は「R4新規」と、見直しが無い場合は「―」と記載</p> <p>多数の者が利用する建築物について、引き続きこれまでのPRを強化し、事業化していない市町に強く働きかけることとした。さらに耐震改修計画に着手していない施設に対しても重点的に個別訪問を実施し、改修計画を進めることとした。</p> | ⑤ | 個別訪問等により、技術的な相談対応や事業の説明など、きめ細やかな相談対応を行うとともに、アンケート調査等により耐震化が図られていない要因等を分析し、事業の拡充・改善等を検討する。 | 改善 |
| 取組項目 ii | ○ | 2 | 長崎県大規模建築物耐震化支援事業 | H26- 建築課 | <p>耐震改修計画作成に着手していない所有者に対して、早期の耐震化への着手を強く促すこととした。</p> | ⑥ | 耐震改修計画作成に着手していない建築物の所有者に対して、令和5年度末までの着手を強く促す。 また、耐震改修計画作成後に工事着手ができていない建築物の所有者に対しても、個別訪問等により個別の事情を把握し、きめ細やかな相談対応を行い、耐震改修工事への早期の着手を促す。 | 改善 |
| 取組項目 iii iv | ○ | 3 | 耐震・安心住まいづくり支援事業(木造・戸建住宅) | H18- 住宅課 | <p>木造住宅耐震化においては、国庫補助率が高い総合支援制度の活用を市町に働きかけるとともに、市町が補助制度を策定する上で支障となっている事務の軽減のため、適切な支援策を検討・実施することとした。 危険ブロック塀等の除却事業においては、建築物防災週間での重点点検などによる通学路の安全性の確保と補助制度の策定を市町へ強く働きかけることとした。</p> | ⑤ | 国及び県からの補助金は市町を通じた間接補助制度であるが、制度構築に至っていない市町が多数ある。市町が制度構築に消極的な理由や支障事項を洗い出し、課題解決や支援策を検討する。 | 改善 |

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点